

重点調査事項に係る点検結果

資料 1

提出部局名	環境省
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	環境的に持続可能な交通システム実現のための取組
調査内容項目	<p>都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題</p> <p>b)物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、警察庁
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、警察庁
<p>調査項目 a)について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>環境的に持続可能な交通(E S T)の実現を図ることで、運輸部門における環境負荷の削減、特に地球温暖化の要因となっている温室効果ガスの排出削減を目指すものである。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成 18 年度においては、全国で 21 カ所の環境的に持続可能な交通(E S T)を目指す地域に対して、国土交通省・警察庁との連携のもとにモデル事業を実施。環境省においては、需要者側の普及啓発を促す事業を実施している。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性</p> <p>環境的に持続可能な交通(E S T)の実現は、「公共交通機関の利用促進」や「自動車交通需要の調整」等につながるものであり、運輸部門の環境的な持続可能性を目指し E S T を更に全国へ普及させていく必要がある。平成 19 年度においては、平成 18 年度に引き続き、全国 27 カ所のモデル地域において、関係省庁と連携のもと事業を実施していく。</p>	

(大気分野)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	環境的に持続可能な交通システム実現のための取組
調査内容項目	<p>都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題</p> <p>b) 物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、警察庁
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、警察庁
<p>調査項目 a)について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、自動車交通需要の調整、高度道路交通システム(ITS)などの交通流の円滑化対策、総合都市交通体系調査の手引き(素案)の策定、環境的に持続可能な交通(EST)の実現の支援。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>渋滞の激しい箇所等優先的に対策すべき箇所を抽出し重点的に予算を投入して、バイパス・環状道路整備、交差点立体化、連続立体交差事業、交通結節点改善事業、TDM 施策等を実施。</p> <p>公共交通機関の利用促進については、平成18年度から新たに道路交通円滑化のためのバス・鉄道共通ICカードに対する総合支援等を実施。</p> <p>高度道路交通システム(ITS)の推進については、平成18年度からプローブ情報を活用した環境負荷軽減システムの検討を開始。</p> <p>各都市圏において、環境負荷軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策を促進するために、平成17年度に総合都市交通体系調査の手引き(素案)を策定し、平成18年度は、各都市圏で都市交通マスタープランを策定。また、都市総合交通戦略の策定を推進すると共に、公共交通の施設整備等を支援。</p> <p>環境的に持続可能な交通(EST)を目指す地域に対しては、関係省庁、関係部局の連携により集中的に支援を行うESTモデル事業を実施。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>NO2 環境目標達成率: 79%(H17)</p> <p>SPM 環境目標達成率: 25%(H17)</p>	

となっており施策の効果は発現されているが、さらなる沿道環境の改善のため、交通結節点事業に、円滑な乗り換えを確保するために必要となる路面電車の走行路面・停留所等の整備(道路区域外の空間を活用するものを含む)を追加するなど平成19年度も新たな取り組みを実施。

また、平成19年通常国会における「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の制定により、地域公共交通活性化・再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進。

調査内容項目 b) について

環境負荷の小さい物流体系の構築を図るため、国土交通省では以下の政策を進めている。

) 施策の概要

荷主企業と物流事業者が協働で行うCO₂排出量削減の取組を支援するため、グリーン物流パートナーシップ会議を通じて、今までになかった先進性のある工夫がみられるモデル事業とモデル事業を参考にCO₂削減の取組の拡大を目指す普及事業を認定する等、関係省庁と連携した支援策を講じているところ。

) 施策の実施状況

平成18年度はモデル事業14件(一次募集10件、二次募集4件)と普及事業64件(一次募集40件、二次募集24件)を推進決定事業として認定し、各事業のCO₂削減目標達成のために支援を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

現在までにモデル事業と普及事業を合わせて100件を超える事業を推進決定事業として認定を行ってきた。さらに19年度からはパートナーシップを構築する時点で発生する問題点・対応策の調査に対して支援を行うソフト支援事業を創設しプロジェクトの成熟度に合わせてきめ細かい対応ができるよう支援策の拡充を図った。今後も引き続き、環境負荷の小さい物流体系の構築に向けて、その具体的な方策を検討することとしている。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	警察庁
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	環境的に持続可能な交通システム実現のための取組
調査内容項目	<p>都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題</p> <p>b) 物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題 〔以上、関係府省すべて〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、警察庁
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、警察庁
<p>調査内容項目 a) b) について</p> <p>環境的に持続可能な交通システムを実現するため、警察庁では、交通安全施設等の整備により交通流の円滑化対策を推進している。なお、本対策は物流のグリーン化（環境負荷の小さい物流体系の構築）の推進にも資するものである。</p> <p>1 施策の概要</p> <p>幹線道路等において、信号機の集中制御化、系統化、感応化等の高度化を行うなど交通安全施設等の整備を進めることにより、交通流の円滑化を図っている。</p> <p>なお、集中制御化とは、複雑に交差する都市内の道路又は主要幹線道路に設置された複数の信号機を交通管制センターと接続し、コンピュータにより効率的に制御するための信号制御であり、系統化、感応化等の高度化とは、制御パターンの設定や車両感知器からの情報により各所の交通状況に応じた信号制御を行うことである。</p> <p>2 施策の実施状況</p> <p>平成 18 年度、約 1,200 基の信号機について集中制御化を、約 1,100 基の信号機について高度化（プログラム多段系統化、半感応化、右折感応化）をそれぞれ実施した。平成 18 年度末現在、集中制御化された信号機は約 67,200 基、高度化された信号機は約 39,900 基となっている。</p> <p>3 今後の方向性等</p> <p>交通安全施設等の整備は、交通流の円滑化に資することから、引き続き、計画的・効果的な整備を推進する。また、交通状況に応じて、よりきめ細かな信号制御を行うため、平成 18 年度からプロファイル信号制御方式による信号制御高度化モデル事業を実施し、その結果を踏まえて全国整備のあり方について検証を行っているところである。</p> <p>調査内容項目 a) について</p> <p>環境的に持続可能な交通システムを実現するため、警察庁では以下の公共交通機関の利用促進施策を推進している。</p>	

1 施策の概要

公共性の高い路線バスの利用性を高め、交通渋滞の原因になっているマイカーの利用者をバス利用に転換させることによって、都市における自動車交通量を抑制するため、バス専用・優先レーン等の設定の交通規制を行うとともに、バス優先の信号制御等を行う公共車両優先システム(P T P S)の整備を図っている。

2 施策の実施状況

P T P S については、平成 18 年度、新たに 2 県で運用が開始されており、平成 18 年度末現在、40 都道府県、125 路線、総延長 630.9 k m の路線で導入されている。

3 今後の方向性等

P T P S 等の公共交通優先対策は、公共交通の円滑化と公共交通機関の利便性向上に資することから、引き続き交通実態に応じて必要な整備を推進する。